

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【公表番号】特表2013-541367(P2013-541367A)

【公表日】平成25年11月14日(2013.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-062

【出願番号】特願2013-529156(P2013-529156)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/915 (2013.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/915

A 6 1 L 31/00 P

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管の患部を治療するためのステントであつて

支材のパターンから構成される生体吸収性の高分子足場を含み、前記パターンは支材の第1の円筒状の環と支材の第2の円筒状の環を含み、

前記第1の環と前記第2の環が一揃いの破碎性連結支材によって接続され、

各破碎性連結支材が環の間で配置される2つの円板様の形体を有し、

前記円板様の形体がその湾曲した面で接続されて接続点でノッチを形成し、

患者の血管にステントを配置した後、円筒状の環における支材に先立って、各連結が接続点にて壊れるステント。

【請求項2】

少なくとも1つの前記破碎性連結支材の接続された円板様の形体が各円板様の形体を介して穴を含み、ドーナツ様の構造を形成する請求項1に記載のステント。

【請求項3】

少なくとも1つの前記破碎性連結支材の接続された円板様の形体が円状である請求項1に記載のステント。

【請求項4】

少なくとも1つの前記破碎性連結支材の接続された円板様の形体が、その長径に沿った面で接続される扁球円板である請求項1に記載のステント。

【請求項5】

前記円板様の形体の円筒状の軸が、反管腔側の面に対して垂直である請求項1に記載のステント。